

調査の概要

経済センサス-活動調査について

1 調査の目的

全ての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにすること、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施した。

3 調査の期日

平成24年2月1日現在で実施した。

4 調査の範囲

(1) 全国全ての事業所及び企業

ただし、以下に掲げる事業所を除く。

- ・国及び地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類A - 農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

(2) 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

5 調査の方法

単独事業所及び新設事業所は調査員による調査、支所・支社・支店等を有する企業及び特定の単独事業所は、それぞれの規模に応じて国、県、市によって直轄調査を行った。

(1) 調査員調査

調査員が担当調査区内の事業所（直轄調査対象を除く。）に調査票を配布し、回収する方法により行った。

(2) 直轄調査

民間事業者を活用し、本社一括調査の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所に対し、調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する方法により行った。

利 用 上 の 注 意

1 本書の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、産業大分類が「I - 卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

2 主な用語の説明

（1）事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

（2）卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）などを販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自社製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）で、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（3）小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（大分類R - サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動

を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業者へ出向・派遣している者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(6) その他の収入額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもの。

(7) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価による)

(8) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ねている場合をいう。

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。

売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

（9）売場面積（小売業のみ）

平成 24 年 2 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査をしていない。

（10）営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査をしていない。

（11）商品販売形態（小売業のみ）

「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。

「訪問販売」とは、訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いて P R を行い、消費者から郵便、電話、F A X、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

「自動販売機による販売」とは、商業事業所管理の自動販売機で商品を販売した場合をいう。

「その他」とは、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

（12）「コンビニエンスストア」とは、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で飲食料品を中心に扱っており、営業時間が 14 時間以上、かつセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

3 産業分類の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、原則として、次の方法により決定した。

- (1) 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の 4 桁で産業細分類を決定する。
- (2) 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- (3) 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

4 業態別統計の数値について

「平成 24 年経済センサス-活動調査」（卸売業・小売業）調査結果のうち、小売業を営む事業所について、付録別表「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

5 地域区分について

区 分	市 町 名	
神戸地域	神戸市（東灘区、灘区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、中央区、西区）	1市 (9区)
阪神南地域	尼崎市 西宮市 芦屋市	3市
阪神北地域	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	4市1町
東播磨地域	明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	3市2町
北播磨地域	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	5市1町
中播磨地域	姫路市 市川町 福崎町 神河町	1市3町
西播磨地域	相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 太子町 上郡町 佐用町	4市3町
但馬地域	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	3市2町
丹波地域	篠山市 丹波市	2市
淡路地域	洲本市 南あわじ市 淡路市	3市

6 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満の数値を表している。「x」は事業所数が1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「その他の収入額」の内訳の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (5) 「就業者1人当たり年間商品販売額」及び「従業者1人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者について、パート・アルバイト従業者全員の一日の延べ労働時間を8時間で割った値を用いて算出している。
- (6) 「個人」には「法人でない団体」を含む。

7 その他の注意事項

- (1) この報告書は本県において独自集計したものであり、経済産業省が公表する数字と相違することがある。
- (2) この結果表に掲載された数値を他に転載する場合は、「兵庫県の商業 平成24年経済センサス-活動調査結果表」による旨を明記のこと。

8 問い合わせ先

この集計結果についての照会先は、次のとおり

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部統計課 商工業統計係

電話(078)362-4128(ダイヤルイン)

本冊子に記載されている内容は兵庫県統計課ホームページにも掲載されています。

統計アクセス用 URL http://web.pref.hyogo.lg.jp/stat/cate2_704.html